

第65号議案

訴えの提起の件（反訴事件）

神戸地方裁判所に対し，本市と下記の相手方との間の神戸地方裁判所令和2年（ワ）第664号債務不存在確認請求事件について，次のとおり反訴を提起する。
なお，和解，上訴その他本件に関する附帯事項は，市長に一任する。

令和2年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 相手方の住所及び名称

東京都台東区東上野5丁目1番5号

株式会社休暇村サービス

代表清算人 小野寺 聡

2 本件の概要

本件は，本市が神戸市立国民宿舎須磨荘（以下「本件施設」という。）の指定管理者であった相手方に対し，指定管理者の指定を取り消したことによって生じた損害賠償金の支払を求めたところ，相手方が当該損害賠償金を支払う義務がないことの確認を求める訴えを提起したことから，これに対する反訴として，当該損害賠償金の支払を求めようとするものである。

相手方は，平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間，指定管理者として，本件施設の管理及び運営を行うことになっていたが，平成31年4月から相手方の事業を別の法人に統合し，解散することを申し出た。

そこで，本市は，相手方が本件施設の指定管理者として，業務を継続することが困難であると判断し，平成31年3月31日をもって相手方に対する指定管理者の指定を取り消した。

また，相手方の事業を統合する当該別の法人は，本市と相手方との間で締結された本件施設の管理及び運営に関する協定書に定められた条件と同一の条件では，本件施設の管理及び運営を引き継ぐことができない旨の見解であることを申し出た。

これに伴い，本市は，改めて，本件施設の管理及び運営を行う指定管理者を公募することになったが，公募に必要な経費の支出及び公募の条件を見直

したことによる本市の収入の減少が生じたところ，これらは相手方が指定管理者としての業務を継続していれば生じなかったものであることから，本市は，相手方に対して，これらに係る損害賠償金として金80,618,559円の支払を求めた。

しかし，相手方はこれに応じず，令和2年4月23日，当該損害賠償金を支払う義務がないことの確認を求める訴えを提起した。

そこで，本市は，損害賠償金として金80,618,559円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて，神戸地方裁判所に反訴の提起をするものである。

理 由

訴えを提起するに当たり，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により，議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立国民宿舎須磨荘の指定管理協定書にかかる訴訟提起について

1. 概要

神戸市立国民宿舎須磨荘（以下「本件施設」という。）の指定管理者であった株式会社休暇村サービス（以下「相手方」という。）が、別の法人に事業を統合し、解散することを申し出たため、本市は、相手方が本件施設の指定管理者として業務を継続することが困難であると判断し、平成 31 年 3 月 31 日をもって相手方に対する指定管理者の指定を取り消した。

これに伴い、本市は平成 31 年 4 月以降の指定管理者を探すこととなったが、相手方の事業を統合する当該別の法人は、相手方と同条件では本件施設の指定管理業務を引き継ぐことができないとの回答であったため、本市は本件施設の指定管理者について再公募することとなった。

これらのことにより本市に生じた損害賠償金の支払を求めたが、相手方が当該損害賠償金を支払う義務がないことの確認を求める訴えを提起したことから、これに対する反訴として、当該損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴訟を提起するもの。

2. 指定管理協定の内容と損害賠償請求額

(1) 指定管理協定の主な内容

①指定期間（第 4 条）

平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

※平成 31 年 3 月 31 日をもって指定管理者の指定取消し

②管理運営等の継続が困難になった場合の措置（第 23 条）

甲（神戸市）は、乙（株式会社休暇村サービス）の責に帰すべき理由により、乙が須磨荘の管理運営等業務を継続することが困難であると判断したときは、その指定を取り消すものとする。この場合、甲に生じた損害は乙が賠償するものとする。

(2) 損害賠償請求額

①再公募に要した経費（委員報酬・交通費）	<u>29,620 円</u>
②相手方が継続していれば生じなかった収入の減少	
・納付金	<u>23,000,000 円</u>
・公園使用料相当額	<u>17,501,016 円</u>
・ESCO サービス料	<u>40,087,923 円</u>
（損害賠償請求額合計）	<u>80,618,559 円</u>

3. 主な争点

- ・ 指定管理業務の継続が困難となった理由が、相手方の責任に帰すべきもの否か
- ・ 本市の主張する損害の存否及び範囲

4. 参考（相手方から本市に対する訴訟の概要）

神戸地方裁判所令和 2 年（ワ）第 664 号 債務不存在確認請求事件

請求の趣旨 協定書に基づく損害賠償債務が存在しないことを確認する。

原告の主張 原告は別の法人に事業を統合し、当該別の法人が本件施設の指定管理業務を引き継ぐ意向であったが、本市が発表した海浜公園の再整備計画により、今後の利用者減少が見込まれる状況が発生したために事業継続が困難となったものであり、協定書第 23 条第 2 項の規定による双方の責に帰さない事由に該当し、指定取り消しの原因はもちろん、被告の請求の原因全て（損害の存否・因果関係の有無等を含む。）について争っており、請求の趣旨記載の判決を求める。